

該当箇所			意見
論点	該当ページ	該当する記載	
Ⅱ 第1章 第2節 各情報通信インフラの整備・維持の在り方 2.モバイル網の維持・整備	P.14	以上から、モバイル網の整備・維持は、MNO 間の設備競争による整備・維持を基本としつつ、電波法等に基づく制度的措置、予算措置（携帯電話等エリア整備事業）や税制措置による整備費の支援を行うことにより、MNO による競争的な整備・維持と、インフラシェアリングや非常時における事業者間ローミングの推進等を含む協調的な整備・維持を両輪として促進することが適当である。	<p>モバイル網の整備・維持について、MNO 間の設備競争によるものを基本としつつ、競争的な整備・維持と、協調的な整備・維持を両輪として促進することが適当であるとの考え方に賛同いたします。当協会には多くの MVNO が参加しており、その MVNO のビジネスは MNO により整備・維持されるモバイル網に依存しているものです。適切な制度による支援によりモバイル網が維持・整備されることは、国民生活にとり直接的に有用であるのみならず、MVNO のサービスの向上と、モバイル市場の競争の促進に繋がり、競争による更なる利便性の向上、料金の低廉化といった間接的効果も国民の利益となるものと考えます。</p> <p>なお、そのためには MNO によって十分に整備されたネットワークを、適切に MVNO が利用可能であることが必要です。仮に、競争的な整備・維持と協調的な整備・維持のバランスを欠き、インフラシェアリングが不採算地域以外にも大きく広まるようなことがあれば、MNO 間の設備競争の減退と、モバイル網の維持・整備の後退に繋がりがかねません。例えば「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に、MNO による設備競争を基本としつつも、競争的な整備・維持と協調的な整備・維持のバランスに係る記載を行うなど、今後、本答申案の考え方を制度的に担保していくことが重要であると考えます。</p> <p>また、仮にインフラシェアリングがより広く行われるようになり、それによるメリットを MNO のみが享受する状況となった場合、モバイル市場の協調的寡占がより強まり、市場競争が減退するおそれがあります。インフラシェアリングによるコスト削減効果をモバイル接続料の低廉化に繋げていくことは当然として、仮に MNO 間でより高度なインフラシェアリング（RAN シェアリングを含めたアクティブインフラシェアリング）が行われるようになった場合は、それによる MNO 間の設備競争の減退を、サービス競争の一層の加速により MVNO が補えるようにすべく、例えば MVNO が金銭を対価に MNO 間の設備共用に参加できる枠組みの促進などを検討すべきです（※）。</p> <p>※ 「（RAN シェアリングによる『フル VMNO』の実現）」、デジタル変革時代の電波政策懇談会 5G ビジネスデザイン WG 第 5 回会合（令和 5 年 3 月 24 日）にて当協会から提言</p>
Ⅲ 第1章 1.「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」	P.56	このため、引き続き、市場原理のみに委ねていたのでは公正競争（「競争条件の公正」と「競争行為の公正」）の確保が困難な場合は、「構造規制」と「行為規制」を	<p>サービス競争と設備競争の双方を促進することにより、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」を実現するとの本答申案の考え方に賛同いたします。</p> <p>当協会には、NTT 東西の FTTH を活用した FVNO サ</p>

と「設備競争」の促進		両輪として必要な措置を講じ、「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進することによって、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図ることが適当である。	一ビス、MNO のモバイル網を活用した MVNO サービスを提供する多くの事業者が参加しており、多様で高度、低廉なサービスを多くの利用者に提供しています。今後も、2030 年代を見据えた市場環境の変化を踏まえ、総務省殿におかれましても固定通信・移動通信の公正な競争環境の維持・深化に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。それにより、FVNO や MVNO がより良いサービスを提供し、もって国民の利便に寄与できるよう、当協会も努めてまいります。
Ⅲ 第 3 章 第 1 節 NTT 東西の本来業務の在り方 2.取組の方向性 (2) 県域業務規制の撤廃後の本来業務	P.67	以下の点等から、NTT 東西の本来業務は、「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務や ISP 業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、その実施を認めないことを明確化することが適当である。	NTT 東西の本来業務の見直しに当たり、移動通信業務や ISP 業務については、公正競争の確保に支障が生じるため実施を認めないことを明確化することが適当との本答申案の考え方に賛同いたします。 NTT 東西の本来業務の見直しは、PSTN マイグレーションを契機とした県域業務規制の撤廃を踏まえたものでありますが、PSTN マイグレーションは移動通信業務や ISP 業務の在り方とは無関係であり、これらの業務に NTT 東西が進出した場合の公正競争確保の困難さを踏まえれば、実施を認めないことを明確化することが相当であると考えます。
Ⅲ 第 3 章 第 2 節 NTT 東西の本来業務以外の業務の在り方 2.取組の方向性 (1) 活用業務の実施要件の確認に係る事後検証スキームの導入	P.69	活用業務についても、本来業務の場合と同様に、移動通信業務や ISP 業務など、NTT 東西が行った場合に公正競争の確保に支障が生じるおそれがある業務はその実施を認めないことが適当であり、規制の透明性を確保する観点からは、その点を明確化することが適当である。	NTT 東西の活用業務の事前認可制から事後検証への移行においても、移動通信業務や ISP 業務の実施については認めないとの本答申案の考え方に賛同いたします。 移動通信業務や ISP 業務への参入の規制は、公正競争の確保の懸念に基づく規律であり、本来業務のみならず活用業務においてもこれら業務への参入は規制されることが相当であると考えます。
Ⅲ 第 3 章 第 2 節 NTT 東西の本来業務以外の業務の在り方 2.取組の方向性	P.70	活用業務や目的達成業務等については、上記のように、経営自由度の向上を図る観点からは一定の規制緩和が適当である一方、後述のように、当該規制緩和による公正競争上の弊害を抑止する観点からはセーフガード措置（累次の公正競争条件の法定化等）を講ずることも適当としているところであり、これらの業務の在り方については、今回の見直し後の状況等を踏まえ、経営自由度の向上と公正競争の確保等を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当である。	活用業務の事後検証スキームへの移行においては、地域の電気通信事業者の事業や経営に与える負のインパクトや、固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用が生じないかなど、様々な公正競争上の弊害が懸念されます。 これらの懸念について、セーフガード措置に関する今後の議論の中で十分に議論が尽くされること、及び制度整備の後でもこれらの懸念に係る事後検証が適切に行われることを要望いたします。
Ⅲ 第 3 章 第 3 節 NTT 持株による事業の実施の在り方	P.72	現時点では、NTT から、研究成果の実用化業務の具体的ニーズが示されていないこと等に鑑みると、研究成果の実用化業務については、NTT 持株が行う IOWN 等の研究開発の動向、実用化業務	NTT 持株は、株式の保有を通じてドミナント事業者である NTT 東西（固定通信）や NTT ドコモ（移動通信）、NTT データ（ソリューション市場）に対し影響力を行使できる立場にあり、本答申案において、NTT 持株による事業実施については早急な結論を出さず、引き続き検討することが適当であるとの考え方を示されたこと

2.取組の方向性		の具体的ニーズ等を踏まえつつ、NTT 持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当である。	に賛同いたします。
Ⅲ 第4章 第1節 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方 2.取組の方向性 (2)累次の公正競争条件の法定化と遵守状況の検証	P.74	今回、NTT 東西の活用業務について事前届出から事後検証に見直すなど、経営自由度の向上を図る措置を講ずることとするところ、これによる公正競争上の弊害が懸念されていること等に鑑みると、今回見直しを行った結果、必要とされる累次の公正競争条件については、経営自由度の向上に伴うセーフガード措置として法定化し、法的安定性や実効性を高めることが適当である。75 例えば、電気事業法では、一般送配電事業者について、その送配電網の公平な利用を確保する観点から、グループ内事業者との間のファイアウォール措置として、「②各種取引条件等の公平性の確保」や「③在籍出向及び役員兼任の禁止」が法律上規定されていること等に鑑みると、累次の公正競争条件についても、これら②・③の条件のうち必要なものを法律上明確化することが考えられる。	NTT に係る累次の公正競争条件について、一部の現行化を進めつつも、セーフガード措置や各種取引条件の公平性確保、在籍出向及び役員兼任の禁止など重要なものについて、法律により明確化するとの考え方に賛同いたします。
Ⅲ 第4章 第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方 2.取組の方向性	P.77	現在、グループ内会社との合併等は、独占禁止法の企業結合審査の対象外であること等を踏まえると、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当である。	禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、グループ内会社との合併において、新たに登録の更新制の対象とし、審査できるようにすべきとの本答申案の考え方は、必ずしも十分なものではないと考えます。 禁止行為規制の対象となる事業者(NTT 東西・NTT ドコモ)に加え、そのシェアの高さによる交渉上の優位性と公正競争に与える影響の大きさを鑑み、二種指定事業者各社(KDDI・ソフトバンク等)についても登録の更新制の対象となっていますが、これら二種指定事業者のグループ内の再編が、規律の潜脱などを通じ通信市場の公正競争に重大な影響を与え得ることは明白であり、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるよう、禁止行為規制の対象ではない二種指定事業者についてもグループ内会社との合併について審査できるようにすべきと考えます。
Ⅲ 第5章 第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方 2.取組の方向性	P.82	一種指定事業者や二種指定事業者の交渉力の優位性等に鑑みると、卸役務の適正性等の確保は厳格に検証することが必要であるため、総務省において、引き続き事業者間協議の状況を注視しつつ、以下の検証等を行った上で、	卸交渉に際する一種指定事業者・二種指定事業者の交渉力の優位性に鑑み、事業者間協議の状況を注視しつつ、検証によって課題が認められた際は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当との本答申案の考え方に賛同いたします。 当協会は、これまで、移動・固定の両面で「接続料の算定等に関する研究会」における卸役務に関するルー

		卸役務の適正性等に課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当である。①卸検証ガイドラインに基づく NTT 東西の光回線の卸料金やMNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)のモバイル音声卸の検証②事業者間協議の円滑化に資する事項(卸料金の算定方法等)の提示義務など、特定卸役務の制度に関連する事項の検証	ルの在り方の検討に積極的に参加してまいりましたが、引き続き、市場環境の変化に対応した公正な卸市場を実現すべく、これらの検討に主体的に参加、議論に寄与してまいります。
Ⅲ 第5章 第3節 5Gにおけるネットワーク開放の在り方 2.取組の方向性	P.83	まず、「③ライトVMNO」や「④フルVMNO」は、4Gにはなかった形態であり、また、スライシング等により5G(SA方式)ならではのサービスの実現を可能とするものであること等に鑑みると、MNOにおいては、MVNOの具体的な要望を踏まえて技術的条件等の実現可能性の検討を行うことが適当である。この際、スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供を行うなど、MNOからMVNOへの情報提供を充実させるとともに、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化できるよう、事業者間で基本的な意識合わせを進めることが適当である。	当協会は、これまで「③ライトVMNO」や「④フルVMNO」を総務省の研究会等の場で提唱してきましたが、今般、これらの構想が国際電気通信連合(ITU)の発行した技術文書(※)に盛り込まれたことから、当協会としてこれらのVMNO構想に係る更なる国際標準化や事業者間協議の進展を期待するものです。 この技術文書は、公正競争ワーキンググループにおいて当該の議論が行われた後に発行されたものですが、この技術文書のURLを本答申案に追加するなど、最新の外的状況を本答申案に反映することを要望します。 ※ https://www.itu.int/pub/T-TUT-IMT-2024-1 、2024年10月発行
Ⅲ 第5章 第4節 禁止行為規制の在り方 2.取組の方向性	P.86	ただし、大手3社間シェアの差異は以前に比べると少なくなっていること、MVNOとの関係では、有限希少な電波の割当てを受けたMNOの競争優位性は高いこと等に鑑みると、NTTドコモ以外のMNOが適正な競争関係を阻害する行為を行った場合の競争上の弊害は大きいと考えられるため、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者については、今後のMNOの収益シェアの推移、モバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当である。	当協会に多く参加しているMVNOの視点からは、NTTドコモ以外の二種指定事業者(特にKDDI、ソフトバンク、沖縄セルラー)の持つ市場支配力は、禁止行為規制の対象となるNTTドコモとの間で決して劣るものではなく、NTTドコモのみが禁止行為規制の対象であることの合理的な説明は難しいものと考えます。本答申案において、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当とする考え方が示されていることについては、別途、不十分ではないかとの当協会意見を本意見書の中で提出していますが、禁止行為規制対象の事業者にのみ新たな規律が導入され、その他二種指定事業者との規律の差が拡大していくことは、本答申案でも言及されている、NTTドコモに対し他の二種指定事業者(KDDI&沖縄セルラー、ソフトバンク)がシェアの差を詰めている現状と必ずしも整合しないと考えます。 当協会は、以前より、禁止行為規制の対象事業者

			を、NTT ドコモに加え KDDI、ソフトバンク、沖縄セルラーに拡大することを提言しており、重ねて、対象事業者の拡大を要望するものです。
IV 第2章 研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の総合的な推進等 2.取組の方向性 (2)研究開発及び国際標準化に関する取組	P.100	今後、NICT が、情報通信分野における産学官の取組の中核としての役割を一層果たしていくことが期待されることから、NICT の第6期中長期目標(2026年4月～)の策定に向けて、重点的に研究開発に取り組むべき技術領域や社会実装機能・外部連携機能の強化策等について、戦略的に検討を深めていくべきである。	研究開発及び国際標準化において、NICT に産官学の取組の中核としての役割を期待すると本答申案の考え方に賛同いたします。この取組においては、単に技術ありきではなく、様々な通信事業者が利用しやすく、また様々な通信事業者による新しい価値創造に繋がることが重要であると考えます。NICT のもとに、より多くの通信事業者の意見が集められるようになることを期待いたしますし、当協会としても取組に最大限協力してまいります。
IV 第2章 研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の総合的な推進等	P.98		<p>現在、普及が進む 5G においては、総務省殿の過去の研究会等において、5G の機能を最大限に発揮できるキラーアプリ・キラーコンテンツの欠如が有識者より重ねて言及されている状況であると認識しており、この指摘は、即ちユースケースの創出(社会実装)に本邦内での更なる取組が求められているものと認識しています。</p> <p>この状況において、本答申案に、当該の章タイトルにある「研究開発」「国際標準化」「社会実装」「海外展開」の4つの検討要素のうち、「社会実装」に係る検討内容や取組の方向性を個別に取り上げず、「各種取組を有機的に連携」「総合的かつ連動した形で支援に取り組むべき」「覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しをしていく」などの、点在し、かつ具体性に欠く記載に止めていることは、ユースケース創出の重要性を十分に認識しているものとは言い難いものです。また、検討要素として取り上げている個別の項目の検討内容や方向性を具体的に記載できていないことは、答申案として完全であるとは言えず、不十分であると考えます。</p> <p>9月10日の通信政策特別委員会第16回会合で当協会より説明したように、特に5G(SA方式)においてはMVNOによる利用実現が未だ目途立たず、5Gのユースケースの創出にMVNOが全く寄与できていない状況であり、Beyond5GやIOWNにおいてはこの轍を踏まないようにすることが重要であると考えます。</p> <p>本答申案に「研究開発」「国際標準化」「海外展開」の3項目と並び、「社会実装」についても「2.取組の方向性」の中に章立てし、過去の総務省殿の研究会等の報告書を踏まえつつ、設備を活用し利用者にサービスを提供する多くの通信事業者が、技術普及初期からユースケース創出に寄与できることの重要性に言及いただくことを要望いたします。</p>